平成２９年（フ）第２５９１号
横浜市泉区下和泉３丁目８番１号
破産者　寺田　玲子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６５３号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地１　パーク・ノヴァ横浜阪東橋1002
破産者　清水　　清
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１４号
横浜市青葉区鴨志田町802番地11　第一関根ハイツ203
破産者　田子　和雄
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５１号
横浜市港南区野庭町777番地３　グレイス上永谷第２―302号
破産者　伊東希久子（旧姓福田）
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７号
岐阜市芋島５丁目３番７号　ソレイユ101、住民票上の住所愛知県稲沢市稲島12丁目121番地
破産者　竹下建商ことリラクゼーションエレガントコンフォートことリラクゼーションシャングリラこと　竹下　准平
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３１８号
岐阜市三番町１番地（カナイビル　２ＦＡ号室）
破産者　寿司安支店こと　川村　光義
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７１号
京都府舞鶴市字伊佐津425番地２―201号
破産者　藤澤　　明
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
京都市伏見区淀新町41番地１　ラ・シャンスⅡ205
破産者　太田　佳宏
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５７号
京都市西京区牛ケ瀬西柿町80番地
破産者　松田武男こと　朴　　武男
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
京都市右京区嵯峨天龍寺造路町８番地　フラット福本嵐山201号、破産手続開始決定時の住所京都市西京区桂上野南町90番地　桂川ショウエイマンション103号
破産者　オフィスコニシこと　小西　健司
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９５号
京都市伏見区大宮町565番地６　ザ・ブロードレジデンス京都伏見　201
破産者　櫻田恵理香
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目24番32―109号
破産者　松井　宏樹
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０８号
京都府八幡市八幡武蔵芝７番地10
破産者　倉冨　昭子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４１号
京都府宇治市宇治蛇塚78番地の11
破産者　岩井　　智
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７７号
京都府京田辺市草内五反田34番地11、住民票上の住所京都府京田辺市草内八田55番地の８
破産者　岡田　和美（旧姓大江・齊藤）
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０８号
京都市北区上賀茂岩ケ垣内町45番地１　ラ・エスカローナ102号室
破産者　齊藤　孝志
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５５号
京都府木津川市木津宮ノ裏283番地１　光橋ハイツ205号、前住所京都府木津川市梅美台５丁目28番地11
破産者　山中　智美
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１００７号
京都市中京区河原町通竹屋町上る大文字町230番地２　グランバリュー御所南　303
破産者　スキンケアインストテュートルイール，ＪＡＺＺ＆ＪＡＺＺこと　石田　麻綸（旧氏名森本良美・石田良美）
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係